

ナラ枯れの被害からまもるために

近年、ミズナラ等のナラ類が集団で枯れる「ナラ枯れ」の被害が全国各地で発生しています。被害拡大の防止には早期発見・早期防除を行うことが重要です。



写真：（独）森林総合研究所関西支所

ナラ枯れとは

ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシという体長5mmくらいの虫がナラ類やシイ・カシ類の樹木に穿入し、木を枯らしてしまう現象です。

ナラ枯れの原因は

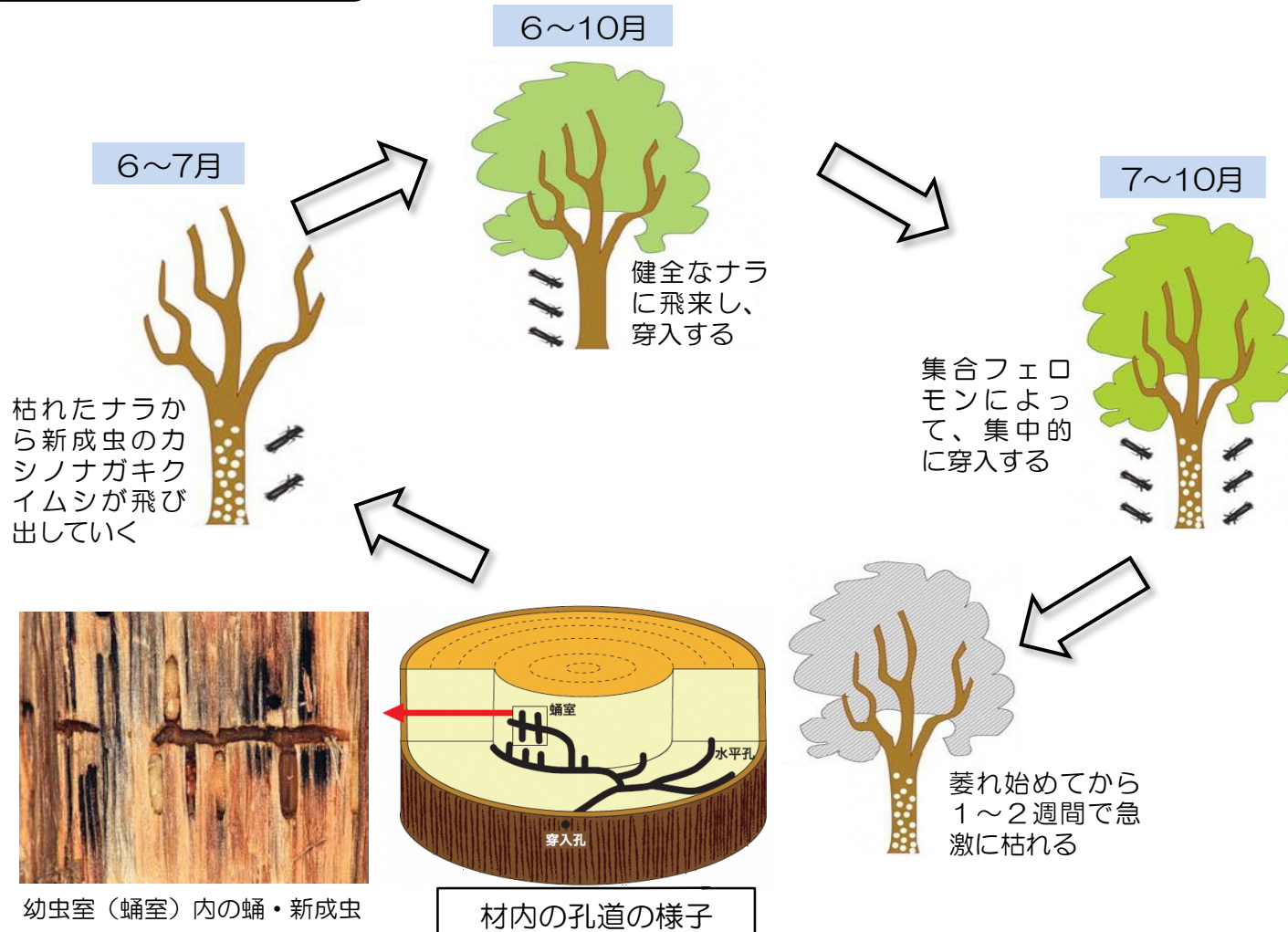
カシノナガキクイムシが木に穿入し、体に付着したナラ菌（カビの一種）を感染させ、繁殖することで、水を吸い上げる機能を阻害するためです。



カシノナガキクイムシ
メス成虫とオス成虫

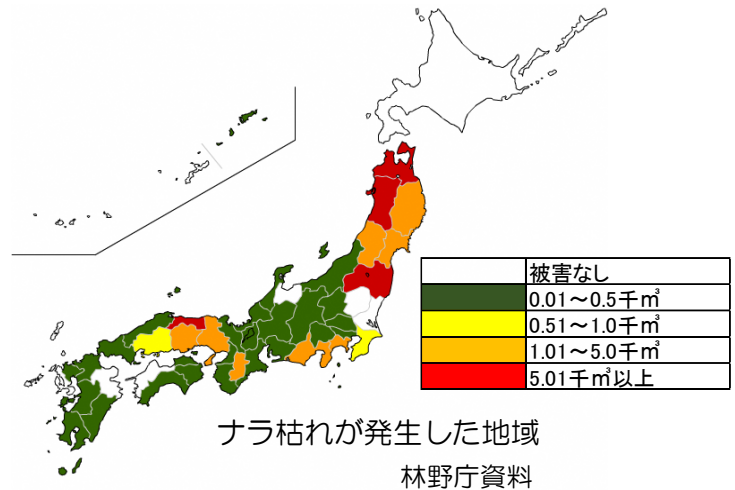
写真：（独）森林総合研究所関西支所

ナラ枯れのサイクル



ナラ枯れの発生地域

ナラ枯れの被害面積は2005年の約2,000haをピークとしてやや減少してきたものの、近年になり拡大傾向にあります。2019年に被害があった都府県は38府県です。



被害を受ける樹種

日本産ブナ科の多くの種で被害が見られます。特にミズナラとコナラの被害が多発しています。ただ、穿孔されても、全ての樹木が枯れるわけではありません。

| | | | |
|--------|---|----------|------------|
| [コナラ属] | ミズナラ、コナラ、ウバメガシ、クヌギ、アベマキ、カシワ、イチイガシ、アカガシ、アラカシ、ウラジロガシ、シラカシ | | |
| [クリ属] | クリ | [シイ属] | スダジイ、ツブラジイ |
| | | [マテバシイ属] | マテバシイ |

防除方法

防 除

①伐倒・くん蒸処理

被害木を伐倒し、ビニールで被覆し、くん蒸薬剤の処理を行い、殺虫します。



伐倒・くん蒸処理
写真：山形県村山総合支所

②立木薬剤注入

立木のまま樹幹にドリルで穴を開けて、薬剤を注入し、殺虫します。



立木薬剤注入処理
写真：山形県村山総合支所

予 防

①樹幹注入

健全木に殺菌剤を注入し、ナラ菌の繁殖を防ぎ、枯死することを防ぎます。



殺菌剤樹幹注入
写真：森林整備部研究指導課森林保護対策室

①樹幹の被覆

樹幹に被覆材（粘着剤、ビニール等）を塗布又は巻き付けることによりカシノナガキクイムシの穿入及び脱出を防ぎます。



粘着シート被覆
写真：森林整備部研究指導課森林保護対策室

ナラ枯れの被害を防止するには、被害が出ている地域からきのこの原木や被害材を持ち込まない、利用しないことも重要です。

防除・予防時期

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|----|----|--------------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 駆 除 | | | | | | | | | | | | |
| 予 防 | | | 成虫が脱出するまでに実施 | | | | | | | | | |

○なぜ、増えているのか

かつて、ナラ林は、定期的に伐採され、炭や薪として使われてきましたが、燃料革命（石油等の化石燃料利用）により、放置されるようになりました。

放置されたナラ林は、高齢化・大径木化し、カシノナガキクイムシにとって繁殖しやすい状況となり、被害が拡大しているといわれています。



管理されているコナラ林
写真：（独）森林総合研究所関西支所

○被害を減らすには

ナラ林が高齢化・大径木化する前に、炭や薪、キノコのほだ木、家具などの板材等の資源として利用することで、ナラ林を若がえらせることが必要です。



○ナラ枯れ被害の疑いの木を発見したら

次の写真のようなナラ枯れが疑われる木を発見した場合は、市町村役場もしくは下記の県の機関までご連絡ください。



葉が赤茶色く枯れる（遠景）



葉が赤茶色く枯れる（近景）



直径1.4から1.8mm程度の穴が開いている



根元に白い木くず（フラス）が溜まる

| 機 関 名 | 住 所 | 電話番号 | FAX |
|---------------|------------------|--------------|--------------|
| 埼玉県森づくり課 | さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 048-830-4325 | 048-830-4839 |
| 川越農林振興センター林業部 | 飯能市双柳353 | 042-973-5730 | 042-974-1980 |
| 秩父農林振興センター林業部 | 秩父市日野田町1-1-44 | 0494-25-1312 | 0494-25-1709 |
| 寄居林業事務所 | 寄居町寄居1587-1 | 048-581-0123 | 048-581-0792 |